

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

刑 法

下記の文章を読んで、甲及び乙の罪責について論じなさい。

A 会社に勤務する営業課の甲は、ギャンブル好きで借金を重ね、その返済に窮していたところ、交際相手で同じ会社の経理課に勤務する乙から、経理課で管理している金庫の暗証番号は社長の誕生日であり、そこには現在多額の現金が保管されていることを聞いた。そこで甲は、自分の借金の返済のためにこの金を利用しようと考え、翌週、残業を装って会社に居残り、同じく残業していた経理課の丙が帰宅したのを確認した後、人気のない経理課に赴き、部屋の奥にある金庫を解錠して、その中にあった現金 500 万円を持参した鞆に入れ、そのまま帰宅し、翌日、全額を借金返済のために利用した。

その後、しばらくして A 社では金庫にあった 500 万円が無くなっていることが明らかになり、警察による捜査が開始された。そこで甲は乙と二人で会っている時に、実は自分が犯人であり、既に 500 万円は使ってしまったこと、今この事実が明らかになれば、結婚の約束をしていた二人の将来も危うくなるとして「俺に疑いが向けられないように、あの日残業していた丙のせいにすれば良い。警察にも上手く言ってくれ」と説得した。

その後、甲は多額の借金を一度に返済した事実から被疑者として浮上し、警察に逮捕されてしまい、乙も警察から事情を聞かれることになった。乙は、甲が犯人であることは言わなかったが、かといって普段から世話になっている丙のせいにすることもできず、「実は私がやりました」と話し、これに基づき供述調書が作成された。しかし、甲の身柄拘束が解かれることはなかった。